

尼崎市建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の設定に関する要綱

令和3年3月15日

最終改正：令和8年4月1日

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、市長が別表の業種区分の欄に掲げる業務の委託（以下、「建設コンサルタント等業務委託」という。）を一般競争入札又は指名競争入札に付する場合における尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号。以下「規則」という。）第14条の2第1項（規則第22条第1項において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(設定対象)

第2条 前条の最低制限価格は、建設コンサルタント等業務委託に関する契約（以下「契約」という。）でその予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が1,000,000円を超えるもの（市長が特に認めるものを除く。）について設けるものとする。

(算定方法等)

第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「対象予定価格」という。）の算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。

ただし、当該合計額が、対象予定価格に同表の各業種区分における下限の欄に掲げる率を乗じて得た額に満たないときは対象予定価格に下限の欄に掲げる率を乗じて得た額を、対象予定価格に同表の各業種区分における上限の欄に掲げる率を乗じて得た額を超えるときは対象予定価格に上限の欄に掲げる率を乗じて得た額を基準価格とする。

2 別表に掲げる業種区分の2以上に該当する契約に係る基準価格は、前項の規定に基づき業種区分ごとにそれぞれ基準価格を算出し、その価格を合計した額とする。

3 最低制限価格は、前2項により算出した基準価格の1,000円未満の端数を切り捨てて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(最低制限価格の特例)

第4条 市長が前条の規定によることが適当でないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、対象予定価格に100分の70を乗じて得た額を基準価格とすることができる。

付 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

業種区分	①	②	③	④	上限	下限
測量業務	直接測量費 × 1.0	測量調査費 × 1.0	諸経費 × 0.5	—	10分の8.2	10分の6
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費 × 1.0	特別経費 × 1.0	技術料等経費 × 0.6	諸経費 × 0.6	10分の8.1	10分の6
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費 × 1.0	直接経費 × 1.0	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.5	10分の8.1	10分の6
地質調査業務	直接調査費 × 1.0	間接調査費 × 0.9	解析等調査業務費 × 0.8	諸経費 × 0.5	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 × 1.0	直接経費 × 1.0	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.5	10分の8.1	10分の6
上記区分に 該当しないもの	当該経費 × 0.7	—	—	—	—	—